

平成26年舟形町議会
第4回臨時会会議録

舟形町議会

平成26年10月24日（金曜日）

第4回舟形町議会臨時会会議録

（第1日目）

平成26年舟形町議会第4回臨時会

平成26年10月24日（金）

出席議員（10名）

1番 佐藤 勇	6番 野尻 益夫
2番 奥山 謙三	7番 叶内 富夫
3番 斎藤 好彦	8番 八 歙 太
4番 佐藤 広幸	9番 加藤 憲彦
5番 大場 清之	10番 信夫 正雄

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町 長 奥山 知雄	会計管理者 結城 恵美
総務課長 中山 進	総務課財政管財班長 小野 芳喜
まちづくり課長 沼澤 繁夫	監査事務局長 高橋 明彦
税務福祉課長 矢作 めぐみ	教 育 長 齊藤 涉
産業振興課長 兼農業委員会事務局長 有路 正文	教 育 次 長 伊藤 幸一
地域整備課長 矢野 正	

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 高橋 明彦	主 査 大場 由美子
--------------	------------

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議員派遣の報告
- 日程第5 町長挨拶
- 日程第6 議案第53号 平成26年度舟形町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第7 議案第54号 舟形町富長交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議案第55号 舟形町富長交流センターの指定管理者の指定について

日程第9 議員派遣の件

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午後1時15分 開会

議長 それでは、会議に先立ちまして、国旗、町旗に一礼をお願いします。一同ご起立をお願いします。国旗、町旗に礼。お直りください。着席ください。ありがとうございます。

ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。ただいまから平成26年第4回臨時会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長が指名します。3番齋藤好彦君、7番叶内富夫君の両名を指名します。

日程第2 会期の決定

議長 日程第2 会期の決定について議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期については、八鍬委員長より報告をお願いします。

8番 第4回の舟形町議会臨時会の日程につきましては、先般議会運営委員会を開催いたしまして、本日10月24日、1日限りとすることに決定しましたので、報告します。

議長 お諮りします。本臨時会の会期は、八鍬委員長の報告のとおり本日限りと決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日とすることに決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

議長 日程第3 諸般の報告については議案書掲載のとおりです。朗読は省略いたします。

日程第4 議員派遣の報告

議長 日程第4 議員派遣の報告については議案書掲載のとおりです。朗読は省略いたします。

日程第5 町長挨拶

議長 日程第5 町長挨拶をお受けいたします。

町長 それでは、一言ご挨拶申し上げます。

本日は、平成26年第4回臨時会を招集しましたところ、公私ともにご多忙のところ全議員のご出席を賜りまして、心から御礼申し上げます。

さて、9月27日、死者56名、行方不明者7名を出した戦後最悪の御嶽山の噴火、2次災害の

おそれがあるとして今年17日に撤収されまして、今年度の捜索活動が中止となりました。

また、10月4日から6日まで台風18号が日本列島を襲いまして、1都11県の356万人に避難勧告、5万6,000人に避難指示が出されました。住宅被害は全半壊や浸水も含めまして2,875棟に及び、死者・行方不明者・重軽傷者も79名に及んでいるようであります。

続いて発生した台風19号であります。10月12日から14日まで日本列島を襲い、2府20県、181万人に避難勧告、109人に避難指示が出されました。現時点での死者は3名、負傷者は94名に及び、住宅被害は、半壊・一部破損等を含めまして351棟となっているようであります。

噴火や台風により被害を受けられました方々に対し心からお見舞いを申し上げ、行方不明者の方々が早期に発見されますよう心からお祈り申し上げたいと思います。

さて、本町には幸いにもこの2つの台風による被害はなく、稲刈りも順調に進みましたが、米の概算金が少なく米価下落が危惧されております。今月の15日付で、町と議会と農業委員会連名で米価下落に伴う緊急要請書を国の関係省庁等に要望したところであります。

さて、次にうれしいニュースを1つ申し上げたいと思います。ふるさと納税であります。今年度に入りましてインターネットによる払い込み、あるいは舟形町の特産品のお土産品の充実を図ってまいりましたが、ここ最近におきまして非常に申し込みも多くなってきております。1日に90件の申し込みの日もあるようであります。きのう現在で総トータルの申し込み金額1,000万円を超えたようであります。簡単に入金できるようなシステム、それから米や牛肉などのお土産品の充実が功を奏しているようであります。今後もお一層PRに努めてまいりたいというふうに思います。

さて、本日、本会議にご提案申し上げます案件であります。平成26年度舟形町一般会計補正予算1件、舟形町富長交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について1件、舟形町富長交流センター指定管理者の指定について1件、以上3件についてご提案申し上げますので、慎重審議の上、満場一致をもちましてご決議賜りますようよろしくお願ひ申し上げます、挨拶とさせていただきます。

日程第6 議案第53号 平成26年度舟形町一般会計補正予算（第4号）について

議長 日程第6 議案第53号 平成26年度舟形町一般会計補正予算（第4号）について議題とします。提案理由の説明を求めます。

総務課財政管財班長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

4番 それでは、質問いたします。この農山漁村活性化プロジェクト支援事業は、この工事を行うところは旧富長小学校ということになるろうかと思えますけれども、そこのまず厨房改良をしてこういった工事を行うようですけれども、例えば地域の方々、その後そばまつり等を準備し

ているようですけれども、そこの富長小学校で今まであった厨房等を使いたいといったときにダブってしまうおそれがあるのではないかなというふうに思いますけれども、その兼ね合い、要するに使い分け等ができるのか。あるいは、そういった方々の厨房を使いたいというような団体の受け入れ等は今後しないのか、していくつもりなのか。そういったところを質問いたします。

産業振興課長 富長交流センターの厨房をこのたび予算をいただいて改修したところでありますが、改修後の利用計画につきましては、株式会社振興公社さんのほうで加工の製造を担当して実施するというふうな考えでありまして、その施設につきまして別の方にお貸しして運用するというふうな計画は、今現在持ち合わせておりません。ただ、ほかの方々から加工をしてほしいというふうな依頼がありましたら、あるルールを決めて受けていくことも検討しなければならないのではないかなというふうな考えでございます。

4番 加工の依頼があればということですが、今後町内会行事等に例えばですけれども使っていこうといった場合に、厨房を使わせてもらいたいようなことがあると。また、そのほかの団体の方がその校舎の空き家を使って例えば何かを活動したい。そのときに厨房をちょっと使いたいというようなそういうふうな要望には応えられないという、そういうふうな考えなんですか。そういうようなものにも対応していくという考えなんですか。

産業振興課長 基本的には、安全・衛生上できちんとその管理する上で教育をして実習を受けた方がそこを常時管理していくというふうな考えでありまして。もし、そういうふうな要望等の中でその辺のところを保たれるというふうなものがありましたら、絶対だめだというふうなものではないということもあるのかなというふうに思います。

議長 若干、休憩させていただきます。

午後1時29分 休憩

午後1時29分 再開

議長 それでは再開します。では、もう一度産業振興課長、答弁してください。

産業振興課長 新しく整備になる厨房の貸し出しにつきましては、これから議題にもあるのですが、交流センターの中の食堂・厨房等の使用につきましては、その加工施設の業務を振興公社さんのほうに委ねるというふうなところもありまして、一般的に使用料を伴うほかの方への貸し出しというものにつきましては、条例上から考えて発生しないというふうな考えでございます。

議長 いいですか。ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第53号を採決いたします。議案第53号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第54号 舟形町富長交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長 日程第7 議案第54号 舟形町富長交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

産業振興課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

4番 ちょっと確認いたしますけれども、こういった部屋を使用する方々は、基本的にはその厨房を使用するというは考えないで部屋のみを使用して活動していただきたいというような条例に変更になるという、そういう解釈でよろしいのでしょうかね。

産業振興課長 そのようなことをございます。

議長 いいですか。ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第54号を採決します。議案第54号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第55号 舟形町富長交流センター指定管理者の指定について

議長 日程第8 議案第55号 舟形町富長交流センター指定管理者の指定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

産業振興課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

8番 端的に言いますと、今回この農林水産物の加工処理施設ができたということで、その運営を振興公社に任せると、そういう関係でこの指定管理者というような話になったんだと思います。ただ、少し話を戻しますと、この加工処理施設、もともとは振興公社さんにやらせると、そのために加工施設をつくるという話からスタートしたのではないかなというふうに思います。そんな意味で、最初にあそこの若あゆ温泉の敷地内というふうな説明を受けたというふうに思うのですが、これがいろいろ事情があったんでしょけれども富長小学校に行ったと。先ほど議運でいただいたこの資料ですね、振興公社の指定管理をすることについての町の考えですけども、3番、株式会社振興公社は、食堂や地場産の加工・販売を行っており、農林水産物処理加工施設の効率的な活用が望めること、それから、6番、農林水産物処理加工施設の常時雇用3名を計画しており、富長交流センターのきめ細やかな管理ができるというふうにあるんですけども、どうもこの加工施設の運営とそれから旧富長小学校の管理と、どうもその辺がちょっとごっちゃになっているような気がしているんですけども、その辺もう少し整理した説明をお願いしたいと思います。

産業振興課長 今八ヶ岳議員さんがおっしゃるとおり、経過につきましてもそのようなことで、富長交流センターのほうに加工施設を建設するということにつきましては、やはり富長交流センターの位置的なもの、あるいは建設する際の建設コスト的なもの、あるいは維持管理等の面をいろいろ考慮して富長交流センターのほうに加工施設を建設するというふうな計画をお話したところでございますが。やはり加工施設は加工施設で運営していくというふうなものはあるのですが、やはり今ここに書かれてある6番の理由があと示されているのですが、常時加工施設を運営するに職員が常勤するというふうな状況も発生してくるわけでございます。今現在町で月何回かというふうなもので施設を管理しているわけなんですけど、やはり行き届かない見えない部分も出てくるようなことも予想されなくもないというふうなことから、常時そこにいれば、加工施設はもちろん富長交流センターも今まで以上な管理ができるというふうな状況にあるというふうに思われます。そういう面で、両方のことを運営していくということにはなるんですけど、富長交流センター全体もしっかり管理運営していくというふうな気持ちで振興公社さんのほうも受けたいというふうな応募しておりますので、町としてもそのようなことで管理していただくというふうな考えでございます。

8番 この農山漁村活性化プロジェクト支援事業、これは事業主体が町ですよ。いわゆる公設民営型の運営になるんだというふうに私は思うんです。そうですね。（「はい」の声あり）そういう意味では、この加工施設を振興公社に運営を任せると、それはそれで一つのまず話だというふうに思うんですね。それはそれでいいんです。

その下、今度、6番の加工処理施設の常時雇用3名契約しているから交流センターのきめ細

やかな管理ができると。この人たちは加工施設の従業員じゃないんですか。この人たちが交流センターを管理するというのはちょっと話が違くと。そういう意味で、さっきもちょっと混同していないですかというふうな話をしたんです。新たにその3名をふやして交流センターを管理することになったら、逆にこの3名分は今までよりも維持費がかかってしまうんじゃないかなというふうな話になるわけです。そういう意味でもう交流センターを交流センターできちんと管理するわけですから、その加工施設との運営とは切り離して考えたほうがいいんじゃないかなと。話によりますこの活性化プロジェクト、最終的には加工施設だけじゃなくて加工品の販売とか、1億円を超えるような事業規模になるような話もあります。そんな意味では、やっぱり指定管理者というよりも、加工施設の管理とそれから交流センターの管理、この辺の区別はもっときちんとするべきではないかというふうに思うのですが、どうですか。

産業振興課長 今八鍬議員が指摘してくださる内容につきましてはそのとおりでございまして、ちょっと私の説明不足で大変申しわけなかったのですが、3名を常時雇用しているからきめ細かなということが直結するわけでもなくて、やはり富長交流センターの管理する拠点は若あゆ温泉にある受付のほうの本部のほうになります。各部屋や体育館の使用の受け付けもそちらのほうで行って、引き受け連絡等につきましてもそちらのほうで担当します。交流センターのさまざまな維持管理につきましてもこの3名が従事するというわけでもございません。

ただ、今3名がここで常勤しているというふうな意味合いは、毎日玄関を通過してそしてホールを通過して、そして出入りするわけですから、管理上随時必要なところが目につきやすいというふうな意味合いでのちょっとここでつけ足させていただいたわけなので、今八鍬議員の話しているところのように交流センターの管理はきちんと本部のほうで管理すると、拠点はそちらのほうでというふうな考えでございまして。

8番 去年でしたが、NPO法人に旧長沢小学校の管理を任せると、そういうふうな話がありました。そのときに、皆さんも御存じのようにグラウンドにマッシュルームの栽培所を建てて、その賃借料をこのNPO法人がもらうという話は、今回161万円の委託料を出すようですけども、そういったお金がないので、やっぱりNPOだといってもそういった実費がないのであれば運営はできないということで考えた話から出たことです。そういう意味からいえば、やっぱりまた同じようなケースになるのではないかなというふうに思うわけです。やはり加工施設は加工施設、交流センターは交流センターの指定管理と、そういうふうに分けるべきだというふうに思うんですね。

そうした場合に、果たしてこの公募によらない指定管理者の指定というものが妥当であるかと、その辺はちょっと疑問になるのですが、その辺の考えを伺います。

総務課長 この指定管理については八鍬議員のおっしゃるとおりであります。その富長小学校の厨房と食堂について、その部分だけ区分けをして管理をするというのは、なかなか実質的に

難しい面があります。

例えば電気料とか水道料、それからトイレとか、その玄関部分をどういうふうに管理するんだというふうなことになる、その部分を含めてそちらに貸すと、今度は一般の人が入れないとかいろいろな問題があります。そういったことで一緒に一つの建物として、建物は1契約しか基本的に電気料とかそういった契約ができませんので、そういったものについて一元管理をするというふうなことでやらなければならないんだらうなということで、一応全体を管理してくださいというふうなことで私のほうで基本的には振興公社のほうに、そういったやり方ではちょっと区分ができないんだらうというふうなことでしております。

あと管理、貸し借りについては今おっしゃるとおりであります、なるべくそこに人がいるというふうなことで、今までの現況の富長小学校を貸している実態を見ますと、今現在21回、体育館がほとんどであります。1件だけ芸工大の活動として部屋を貸しておりますが、体育館のみの使用になっております。昨年についてもそのようなことで、使用日数が体育館に限られているというふうなことでございますので、そんなに公社のほうにその部分を委託しても手間にならないだらうというふうなこともあって、区分上なかなか難しいので一つの管理にしてほしいというふうなことでの判断でございますので、その辺ご理解をいただければというふうに思います。

それがいろいろ地域の方々の方が多くなったりいろんな問題が出る場合については、その時点で考えを直さないといけないのかなと思っておりますが、差し当たって今の段階では体育館が20回しかことし借りていないという状況からすれば、余り負担にならないだらうというふうな判断をお願いをしたいというふうな考えであります。

議長 ほかにありませんか。

3番 今総務課長の答弁でちょっと関連ですが、そうしますと、具体的に言いますと、これからは体育館なりを使用したいという場合には、直接旧学校に行って、駐在するこの3名の方が対応するという貸し借りになるわけですか。

総務課長 基本的にはそのように考えております。

今後富長小学校には常時職員がいるので、今よりも貸し借りの手間が省けるのかなというふうに思います。鍵もそちらのほうにあるので、今までは申請をして電話等でもあると思っておりますが、堀内の出張所並びに総務課のほうで管理をしておりますが、それがきちっとそちらのほうで管理になるということで、当日そちらに行っても、指定管理者なのでお金の収納もそちらのほうでできますので、そういう面では今までよりも借り方が簡易的になるのかなというふうに判断しています。

3番 3名が駐在しての、午前中の全協での説明の図面も見せてもらうと4カ所ほどの加工施設がございますが、ここに3名で張りつけになっているんですよね。そんなに体育館を借りに来

る方はいないかもしれませんがそのあたり、張りつけになった加工専門の方は対応が可能なんですか。

産業振興課長 やはり加工業務に従事していますと、なかなか突発的に富長交流センターのほうに会場の方とかというのは対応が十分ではなくなるというふうなところも予想されますので、交流センターの指定管理が議決いただけましたら、この連絡先につきましては若あゆ温泉の事務所、本部のほうの連絡箇所というふうなことで広報等で通知してそちらのほうでの対応と、主たる手続の対応はそちらのほうになるというふうに考えております。

3番 今課長の答弁とさっきの総務課長の答弁では違うんじゃないですか。

今有路課長は若あゆ温泉のほう窓口になると、さっき総務課長はその駐在する3名の方が答申をするので今までよりはスムーズにいくんじゃないかという答弁なんです。その食い違っていると思いますけれども、そのあたりはどうですか。

議長 若干、休憩いたします。

午後1時51分 休憩

午後1時53分 再開

議長 それでは再開します。

総務課長 大変申しわけありませんでした。

当初の1回目の振興公社との話し合いの中で、先ほど言ったように、町のほうの公社を全体的に委託しないとなかなかその区分ができないだろうというようなことで、そういったことで公社の富長小学校の体育館とかそういった施設の貸し借りもそちらのほうでお願いしたいという話で当初は1回目は終わったのですが、大変申しわけありませんが、その後の公社との打ち合わせの中で、今齋藤議員が言ったように加工に従事しなければならないので、それは難しいというふうになったということでもあります。そういったことで、貸し借りの申し込み等については温泉のほうの公社の本体のほうでやるというふうにならなければならないということですので、私の回答については訂正をさせていただきたいというふうに思います。

議長 ほかにありませんか。

4番 そういった回答ですと、申し込みは若あゆ温泉の窓口のあちらのほうの長沢のほうでやるということになりますと、そうしますと、実際に使う方々のその富長小学校に来たときの対応は、その加工施設にいる3名の従事者がそれに対応しなくちゃならないということになるかと思えます。それは可能ではないという回答を今いただいていると言いましたよね。そうしたら、その対応はどうされるおつもりですか。

産業振興課長 済みません。質問の内容なんですけど、「わからないか。もう一回か」の声あり済みません、では、もう一つ。

4番 もう一回いいですか。

議長 もう一回お願いします。

4番 ですから、来る前の受け付け業務は若あゆ温泉、あちらの温泉のほうでやると、でも、実際に使う人が行ったときに対応して、部屋がここがそうですとか、窓をあけたり閉めたりとか、そういう対応をしなくちゃならないですよ。その人たちは、加工所にいる人たちが一旦仕事を休んでやめてその対応をしなくちゃならないわけです。でも、総務課長のさっきの話だと、受け付け業務を含めてそういう対応は難しいという話になりましたという答えです。

でも、今回この出された案の中ではその対応を3名がやるということですから、今後、ではそれをどういうふうにしようと思っているんですかと、実際対応できるんですかというそういう質問です。実際来た場合。

産業振興課長 先ほど総務課長のほうから今現在使用している状況につきましては体育館の夜間というふうなところでありまして、そちらのほうの鍵管理、施錠等につきましては、鍵の管理のほうもきちんと今までどおり連絡してそちらさんのほうで対応していただくというふうなところで今もしているのですが、そういうようなところで。あと新たに別個にその部屋を借りたいと、そして部屋の使用内容もちょっと説明しなければならないというところにつきましては、若あゆ温泉の事務所のほうで職員がそちらの富長交流センターのほうに出向いて、そして対応して説明すると。そのような経費もこのたびの指定管理の委託料のほうにも計上させてもらっておりますので、振興公社が受託する委託料にその辺の経費も計上させていただいているので、今質問にあります対応につきましては、急遽何かとなった場合は加工所にいる職員が知らんぷりだということはないかと思うんですが、若あゆ温泉のある事務所のほうにいる事務職員のほうできちんと対応するというふうな考えでございます。

議長 いいですか。

4番 わかった。こっちから行くってことだから、そのときだけね。

3番 今課長の話から、何かややこしいことをするようですよ。であれば、11月から3月までの5カ月間で160万円の試算ありますね、委託料。年間にすると300万円近くになりますけれども、これを例えば富長連合会に任せるとか老人クラブに任せるとか、そういう独立したその加工所と離して管理をするという考えはないんですか。

産業振興課長 この公の施設の指定管理につきましては、舟形町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例にも記載しているのですが、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため地域の活力を積極的に活用した管理を行うというふうなもの団体等につきましては、町が出資している法人等あるいは中央公共団体等につきましては公募によらない指定管理者の選定ができるということで、舟形町振興公社さんにつきましてはこれまで指定管理の実績もございますし、そういうふうなノウハウもあると、そして今話した設置目的を十分に理解して効

果的かつ効率的に達成できる会社であるというふうなことで、振興公社が適任ではないかなというふうな判断をしておるところで、新たな応募者というふうな、もちろん公募していないのであれなんですが、そういうふうな話はちょっと今まで承っていなかったものですから、今現在は今私が話したようなことで委託していきたいなというふうに思っております。

3番 ちょっと確認させてください。今ですと、今富長小学校を私が借りたいと言えば、私は一番最初はどこに行けばいいんですか、今の状態で。今はここに役場に来ればいいんですか。さっきからの課長の話だと、その3名の駐在の方はもう加工専門だからその方はノータッチで、申し込みしたいのであれば温泉に行きなさいという話ですよね、これからの話は。今はどういう条件で貸し出ししているんですか。

議長 若干、休憩させていただきます。

午後2時00分 休憩

午後2時04分 再開

議長 再開します。

産業振興課長 富長交流センターは加工施設ばかりではなく体育館あるいは各部屋がございまして、それを利用したい方につきましては、今までですと役場なりあるいは出張所なりで受け付けして、そしてその対応を町で行ってきているのですが、この指定管理が議決いただければ、その業務を今度は株式会社舟形町振興公社さんが受託するというふうなことになります。今まで町でそのような受け付け等あるいは施設の説明等につきましても株式会社振興公社さんで携わることになるのですが、その経費につきましては委託料で見えていただいております。そんなことで、これからはそのような話で、今後は、今話した株式会社振興公社さんのほうで連絡も受け付けして、使用状況を説明しなければならないことがあれば株式会社振興公社さんのほうで対応すると。来る必要があれば来て随時対応すると。

その業務の中で地域で何らかを携わってきたいというふうなことがございましたら、その受託している株式会社振興公社さんのほうとその地域で携わっていただける内容とまたさらに打ち合わせ、協議していただければ、その内容のとり方につきましては打ち合わせの協議の可能性があるのでないかなというふうに思います。

3番 では、改めて確認します。今までは産業振興課さんに鍵を借りに来たものを、今度温泉まで鍵を借りに来いと、行きなさいということなんですよ、ですよ。何か借りる方からすれば、車で行けば幾らもかからないですけども、ちょっと遠くなって不便になるような感じがします。そうであれば、先ほど私が言ったように、今考えていないという話ですけども、別の団体にあそこを任せちゃって、管理は管理、加工は加工としたほうがすっきりするんじゃないかと思うんですが。

産業振興課長 施設の管理につきましては、鍵の受け渡しだけではなくていろんな広範囲に及びます。それらは今まで行政のほうでしてきたのですが、その部分も含めて振興公社さんのほうにお願いするというふうな、業務も多岐に渡るのですが、そういうノウハウもきちんと持ち合わせていると。そういう中で、鍵の受け渡しも、利用者が温泉まで来るのが面倒だとすれば、そのような振興公社が利用者の都合いいできるような対応もしていかなければならないのではないかなというふうに思いますし、その中で地域の方で協力していただける事項があればまたさらにその内容も具体的に話していけば、地域と一体となった富長交流センターの活用もできるのではないかなというふうに思います。

議長 ほかにありませんか。

2番 これまでの質問内容そして回答等を聞いておきますと、今よりも使いづらくなる、使い勝手が悪くなるというふうな感じしか受けないわけであります。

1つは、振興公社のほうで受けても、午前中もらった図面等を見ますと事務室がない。ということ、行っても、きちっとした相談に乗ってくれる場所がないというふうなことが感じられます。そして、答弁の中では、もし借りたければ若あゆ温泉のほうまで行って相談してくださいというふうな話のようであります。そういったことになると、我々富長学区の人間からすれば、地域の学校、地域の施設というふうな気持ちがすごく強いわけであります。そういった中で、もっともっと地域の中で使っていきたいというふうな思いもあります。そういった中で、相談することが今以上にできなくなるということは、私からすれば何のための指定管理なのかというふうな感じをします。そういった中で、先ほど3番議員が提案しました、もっと地域の方々に任せたらいいんじゃないかというふうなことについては、ぜひとも検討する余地があるんじゃないのかなというふうな感じがしました。

そういった中で、振興公社の指定管理の応募理由の中に、富長交流センターの利用促進というふうな文言があります。それと合わせて3ページのほうに⑤企画力のすぐれたものを有しているというふうな文言がありますが、この辺のところをもう少しかみ砕いてどういうふうな利用促進なり、あと企画力がどういったものがあるのか、お聞きしたいと思います。

産業振興課長 振興公社さんにつきましては、指定管理を平成9年度からでしたかしております。温泉業務の中でこれまでPR等に携わっても並行して運営してきております。

例えば企画力となりますと、まだ具体的なものは持ち合わせしていないのですが、あそこで加工しているものを直接販売、直売あるいは紹介等の企画等もできましようし、あるいは常時富長交流センターのほうに出入りしている、地域が少しにぎやかになってくるというふうになりますと、そこでの何らかの誘致あるいはにぎわいがふえれば、今の食堂が常時休めるところもスペースもあります。加工施設にはケーキ等も製造しているので、それらをあわせて地域が集まるときにそれらを提供するといういろんな広がりも見えてくると思います。それらにつき

まして、では、こういうふうなにぎわいができたので振興公社としてどういうふうなかかわりができるかなれば、これまで相当の期間そういう意味でお客さんとの対応というふうな振興公社で携わってきているものですから、そういう意味でいろんな提案もできるのではないかなという意味の企画力、すぐれた企画力というのはちょっとあれだったのですが、そういう意味での考えがここに入っております。

2番 ちょっとよく回答のほうを理解できませんが、この利用促進というふうなことを考えてみれば、この振興公社でもし借りるというふうになった場合、地域の方々とより密着したような形の体制というものが必要になってくるような気がします。そういった中で、やはり富長交流センターのほうに事務所を設けて1名がそこに常時いるというふうな体制をつくっていただかないと、いろんな場面での利用促進というものは図られないんじゃないかなというふうに感じます。そういった中で、事務所を設けて1名の方を張りつけるというようなことについて検討していただきたいというふうに思います。

産業振興課長 富長交流センターの管理としての加工施設と別箇な管理のための職員を1名常勤というふうなご質問かと思うのですが、実際は交流センターの事務量的に常時そこにおいて業務をこなすまでの業務量が、いろんなにぎわいが大きくなって常にいろんな業務に携わる、そこでいなければ処理できないというふうな状況が大きくなればもちろん考えなければならないというふうなことかなというふうに思うのですが、今現在、業務量的に今話した常勤してそこで業務するまでの業務的には少し余裕あり過ぎるというふうなところもございますので、今現在のところは、連絡場所を若あゆ温泉の事務所のほうにというふうなものの通知をしっかりと、問い合わせたら利用したい方に不便の来さないような対応をしていくと、そのように考えております。

2番 回答を聞いてみますと、正直言って、誰も置かないよと、何か利用させないよというようなことしか聞こえてこないんです。もっと地域に根差した施設というふうなことを考えていくと、やっぱり振興公社がだめとすれば地域のほうで受けて、そこにその地域づくりも兼ねたような職員を置いて富長学区の地域づくりというふうなものをやっていくということも可能になってくるわけであります。だから、管理だけというふうなことではなくて、その管理費の中であわせて地域づくりもやってもらおうと。もっと平たくいえば、地域おこし協力隊でも募集して、もうその職員にその富長旧交流センターのほうの管理と富長学区の地域づくりを任せるとか、そこまでしても私はいいんじゃないかなと。要するにもっともっと使えるような施設にしていきたいというようなことなんです。

町長 この交流センターのありようと、それから農水加工施設のありようと2つがあるわけでありますけれども、これを一緒くたにしたように思います。

確かに2番、3番議員も、それから8番議員もおっしゃっていましたが、1週間ぐらい前

に富長小学校に私も行ってきまして、この加工施設の内容を見てまいりました。4つの加工施設がありました。そして、食堂関係も少し大き目の食堂が残っております。それから職員室も保健室も部屋はかなりいっぱいあると、こういうことでありますので、今2番議員や3番議員がおっしゃったように、これは指定管理ということで若あゆ温泉にこれを全面的に委託するようお願いするという案件なわけでありまして、このあいている校長室なり1階ですね。1階だけまず申し上げますと、校長室なりあるいは職員室も保健室、3つの部屋が大きくあいておりますので、そこに倉庫なんかも大分ありましたけれども、片づければ大分リニューアルに使えるようになるのかなというふうに思いますので。

ただ、地域づくりというふうなものまでこの案件では考えてまだおりませんので、これは指定管理者の立場で舟形の株式会社振興公社をお願いするわけでありまして、振興公社と町で具体的にその管理の方法なりそれから利用の仕方なり、例えば3番議員の言ったとおり、今役場とそれから出張所に電話をよこせば、鍵は出張所から持って富長に行って鍵をあけるというシステムのようにありますので、例えばこれを富長のほうに1人半日ぐらいいるなり、例えば電話が来ればその使用する時期は富長に行ってその事務所に机を構えるという方法もまず当面できるかなというふうに思いますので、地域づくり云々についてはこれからの検討課題だというふうなことで今ちょっと思いましたので、そういう方向で、この後取締役会もありますので、取締役会というよりも振興公社もこれを運営しなければなりませんので、運営のありようももう少し吟味してすればいいのかなと。

そして、この指定管理の賃金、先ほど全員協議会で皆さんにお渡ししたとおり1名だけとはとっているようでありますので、この1名をどういうふうにご利用するかということも振興公社とお話をして、さっき言ったとおりに半日、半日にするのが一番いいのか、あるいは地域に開放するような管理の形態ができるのかどうか、これを検討をさせてみたいというふうに思います。

議長 ほかにありませんか。

8番 先ほどから出ているのは、いわゆる加工施設と富長交流センターの管理のすみ分けの話だと思うんです。今町長の話にもありましたように人件費は委託料の中に置いていると、そういうふうな話でありますけれども、加工所も交流センターの指定管理も振興公社となれば、どちらも同じ従業員なわけです。そんな中で、3人は加工施設、あと1人は交流センターの管理と、そういうふうなあれが果たしてできるのかなというふうに思うわけです。

例えば加工施設のほうがちょっと忙しいから手伝ってくれと、でも、明らかにこれは違法ですよね。学校を管理するために委託料として賃金を出しているわけですから。そういうふうな心配があるものですから、その辺をきちんとしないといけないのではないかなというふうな話なわけです。

ここに指定管理者委託料の積算資料がありますね。これにもちゃんと今町長が言ったように

賃金とあるわけです。その辺をきちんと分けられるのかなと、まず一つ心配があります。それはこの書き方で、賃金は0.5人、でも、役務費については1人分ですよ。それから備品購入費、これは括弧内に補助事業で対応できない備品って、この補助事業というのは何のことを指しているんですか。

産業振興課長 この補助事業というのは農山漁村活性化プロジェクト支援事業の意味の補助事業です。

8番 だとしたらですよ、これはもう何というか全部ひっくるめというか、みんなまぜ合わせているというしか言いようがないわけです。加工施設の補助事業が何で交流センターの指定管理のほうに関係があるんですか。加工施設は加工施設でしょう。この補助事業が加工施設対応のための補助事業だとしたら、この試算はおかしいですよ。

産業振興課長 算定金額の摘要欄の表現の仕方がちょっとまずかったかと思うのですが、今八畝議員のおっしゃるとおりに、この交流センターの委託料の内容につきましては、加工施設の整備とは切り離されているわけでありまして。ここでいうパソコンというのは備品等が考えられるというふうなところの内容につきましては、交流センターの今話した体育館とか各部屋を貸し借りする際あるいは経費を管理する際のパソコンも必要なのではないかなというふうなことでありまして、これが加工施設に使うとかというふうな意味ではございません。ここでのちょっと表現が誤解されるような表現で申しわけございませんでした。

8番 だから、こういう点を見ましても、やっぱり最初からもう一くくりになっているような考えとしか思えないわけです。これはもう一回整理をして出し直したほうがいいんじゃないでしょうか。どうですか。

総務課長 8番議員のおっしゃるとおりでありまして一くくりにはしています。

それは、先ほど言ったように、食堂とか厨房の部分だけを引き抜いて、その部分だけをでは管理するようなその設置条例等をつくることについてはなかなか難しいという部分があります。その廊下の共通部分とかトイレの共通部分とか、そういったものをではどういうふうにするんだというふうなことになります。

そういったことで、全体を加工所としてみなして、それをその公社のほうに出せばよろしいのですけれども、そういうふうになりますと、先ほどのその地域のほうで活用できる部屋がいっぱいあるのに活用できないという問題もあります。そういったことで、これについてはなかなか難しい案件でありまして、これはやむを得ないのかなというふうに判断をしております。そういったことでいろいろな問題があるわけでありまして、なかなかその電気料を区分したりとかそういったことができない状況であるというふうなことを理解していただきたいというふうに思います。

まずは、こういうふうな学校の中にそういったものを入れるというふうなことについては役

場としても初めてのことで、こういったいろんな問題があるというふうなことについては一つ一つ整理をしていかなければならないのかなと思いますが、まずはこの方面でやらせていただいて、これの指定管理は1年半ぐらいの内容ですので、そこら辺については、それまでの間その区分等ができるのかどうかいろんなことを整理しながらさせていただきたいというふうに思いますので、その辺よろしくお願ひしたいというふうに思います。

議長 暫時休憩させていただきます。それでは、控室のほうで休憩させていただきます。

それでは、45分まで休憩いたします。

午後2時26分 休憩

午後2時55分 再開

議長 総務課長より発言の申し入れがありますので、これを許可いたします。

総務課長 議案第55号の舟形町富長交流センターの指定管理者の指定についての議案については取り下げをさせていただきたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

議長 ただいま総務課長より議案第55号は発言のとおり取り消しをというふうな申し入れがありますので、皆さん方にお諮りをいたします。議案第55号を取り下げることにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。

それでは、議案第55号は取り下げというふうなことに決定いたしました。

日程第9 議員派遣の件

議長 日程第9 議員派遣の件を議題とします。議員派遣の件の内容については配付している資料のとおりです。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。

本日の日程は全て終了いたしました。

これをもって会議を閉じます。平成26年第4回臨時会を閉会いたします。

慎重審議ご苦労さまでした。

午後2時57分 閉会

上記会議の経過を記載し、その相違ないことをここに署名する。

議 長 信 夫 正 雄

署名議員 齋藤好彦

署名議員 叶内富夫